

市政記者各位

令和3年4月23日
福岡市総務企画局企画調整部

“国内初”^{※1}

「ヘルメットの着用が任意」での

電動キックボードシェアリングサービスの実証実験開始！

本市において、これまで実証実験を積み重ねてきた電動キックボードについて、昨年度の国内初となる公道での実証実験に引き続き、新事業特例制度^{※2}を活用し新たな規制の特例措置を設けた公道での実証実験が、下記のとおり開始されますのでお知らせします。

記

1 実施者

株式会社mobby ride（本社：福岡市、代表：日向 諒、以下「mobby ride」）

2 新たな特例措置の概要

項目		通常	昨年度特例措置	新たな特例措置
区分	道路交通法	原動機付自転車	原動機付自転車	小型特殊自動車
	道路運送車両法			原動機付自転車
主な条件	運転免許の要否	要	要(原付免許)	要(小型特殊自動車を運転できる免許)
	ヘルメット着用	必須	必須	任意
	通行区分	車道のみ	車道 + 普通自転車専用通行帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道 + 普通自転車専用通行帯 + 自転車道 ※市内の自転車道は西区拾六町の1カ所のみ ● 一部の一方通行路において双方方向通行可
	最高時速	30km/h	19km/h	15km/h
その他の特例		-	-	押して歩く場合は歩行者扱い

3 実証実験内容

mobby ride のプレスリリース資料参照

※1 福岡市のほか、他自治体でも実施可能な全国一斉の公道実証

※2 新事業活動を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案し、安全性の確保を条件として、企業単位で、具体的な事業計画に即して、規制の特例措置の適用を認める制度

<本件に関するお問い合わせ>

【実証実験、新事業特例制度、その他に関すること】

株式会社 mobby ride 担当：安宅（あたけ）

Tel: 092-717-3384

e-mail: pr@mobbyride.jp

【福岡市実証実験フルサポート事業に関すること】

福岡市総務企画局企画調整部 担当：雪野、大菌

Tel: 092-711-4125（内 1275）

e-mail: mirai@city.fukuoka.lg.jp



電動キックボードのシェアリングサービスmobbyが、政府の認定を受け 福岡市天神エリアを中心に「ヘルメット着用が任意」での公道実証を開始

規制の特例措置により「ヘルメット着用が任意」での実証が実現

株式会社mobby ride（本社：福岡県福岡市、代表取締役社長：日向 諒）は、2021年4月27日より福岡県福岡市の中心部にて、シェア型電動キックボードサービス「mobby（モビー）」の新事業特例制度認定公道実証を開始します。



【公道実証の概要】

当社は2020年10月から2021年3月まで、福岡市大橋駅周辺など国内複数箇所で政府公認の公道実証を実施してまいりました。警察庁をはじめとした関係省庁との協議を重ね、この度、主にヘルメット着用を任意とする特例措置を講じた公道実証を行います。

【今回の実証の背景】

過日、警察庁有識者検討会の中間報告*にて、電動キックボードを含む、小型電動モビリティの今後の法改正の方向性が示されました。同報告書内で言及されている通り、今回の公道実証は新たなルールづくりに向けた重要な実証となります。

*多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 中間報告書

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/mobility/interim-houkoku.pdf>

【実証実験の詳細】

福岡市中央区全域ならびに南区の一部をサービス対象エリアとし、指定の専用駐輪場間を自由に行き来できるシェアリングサービスを提供いたします。複数の特例措置を講じたことにより、福岡市内においてmobbyは普通自転車とほぼ同じ条件**で公道走行が可能になります。

** 普通自動車免許（小型特殊自動車を運転可能な免許）が必要。自転車と異なり、やむを得ない場合でも、歩道を走行することは禁止です（歩道上の押し歩きは可能）。

実施期間：2021年4月27日～2021年10月末日（一般開放は5月10日からを予定）

営業時間：6：00～21：00

場所：福岡市中央区全域、南区の一部（別紙1のとおり）※今後エリア拡大を検討中

料金：一般開放の際にお知らせします

利用方法：LINEアプリから「mobby」を友だち追加し、アカウント登録



支払方法：クレジットカード決済のみ（VISA/Master/JCB/AMEX）

導入台数：最大100台程度を配備。状況に応じて追加予定

専用駐輪場：Fukuoka Growth Next、天神ルーチェ、福岡市美術館 など ※随時追加予定

主な利用条件：普通自動車免許を保持していること、自転車に乗ることができること、アカウント登録時にルール確認および警察庁監修テストに合格すること など

走行可能場所：車道、普通自転車専用通行帯、自転車道（歩道は走行不可）

自主規制：昭和通り、明治通り、渡辺通り、日赤通りは走行禁止（横断は可）

保険：自動車損害賠償責任保険と自動車保険に加入

車体の仕様：別紙2のとおり

その他：ヘルメット着用の法的義務はありませんが、着用を推奨します

【主な特例措置について】

mobbyは道路交通法、道路運送車両法上、原動機付自転車にあたりますが、今回の実証においては道路交通法上「小型特殊自動車」とする特例が適用されます。

※詳細については経済産業省の発表資料をご確認ください

項目		通常	前回の公道実証	4月以降公道実証	自転車
各法令上の位置付け	道路交通法	原動機付自転車	原動機付自転車	小型特殊自動車	普通自転車
	道路運送車両法			原動機付自転車	
各法令に基づく主な条件	道路運送車両法	必須	必須（原付1種）	必須（普通自動車*）	不要
	ヘルメット着用	必須	必須	着用任意	任意
	通行区分	車道のみ	車道 + 自転車専用通行帯	車道+自転車専用通行帯+自転車道 【特例】自転車逆走可の一方通行については、同じく逆走可能	車道 （一定条件下で歩道走行可能）
	主な保安基準	前照灯 番号灯 警音器 後写鏡 etc	前照灯の高さ 番号灯設置義務の緩和	同左	割愛
	最高時速	30km/h	19km/h	15km/h（自転車程度）	-

*厳密には小型特殊自動車を運転できる免許

【専用駐輪場オーナーの募集】

mobbyの専用駐輪場を設置いただけるオーナー様を募集しております。ご興味をお持ちの方はこちらのリンクからお問い合わせくださいませ。 <https://forms.gle/cLt4PoR4zTVGnZKB9>

【注意事項】

昨今、ネットショッピングや一部量販店で、公道走行可能と謳った電動キックボードが販売されております。中には保安基準を満たしていない製品も確認されており、販売者ではなく、利用者が摘発の対象となります。購入の際は十分注意してください。

福岡市内で「ヘルメット無し」で公道走行ができる電動キックボードはmobbyだけです。その他の電動キックボードは原動機付自転車のルールを遵守する必要があり、ヘルメット着用等が義務付けられています。

【mobby rideについて】

当社は電動マイクロモビリティを適切な形で日本に普及させるための取り組みを進めてきました。新たな制度設計に向けた取り組みとして、規制のサンドボックス（新技術等実証）制度の認定を受けた九州大学での国内初のシェアリングサービス実証、新事業特例制度の認定を受けた国内初の公道実証を行うなど、業界をリードしております。

一方で規制を受けない形での電動キックボードシェアリングサービスの実用化も進めており、トヨタ自動車九州宮田工場への大規模導入や国営海の中道海浜公園での実証実験など、日本国内で圧倒的な運用実績を有しております。

■mobby rideの概要

株式会社 mobby ride

代表者：代表取締役 日向 諒

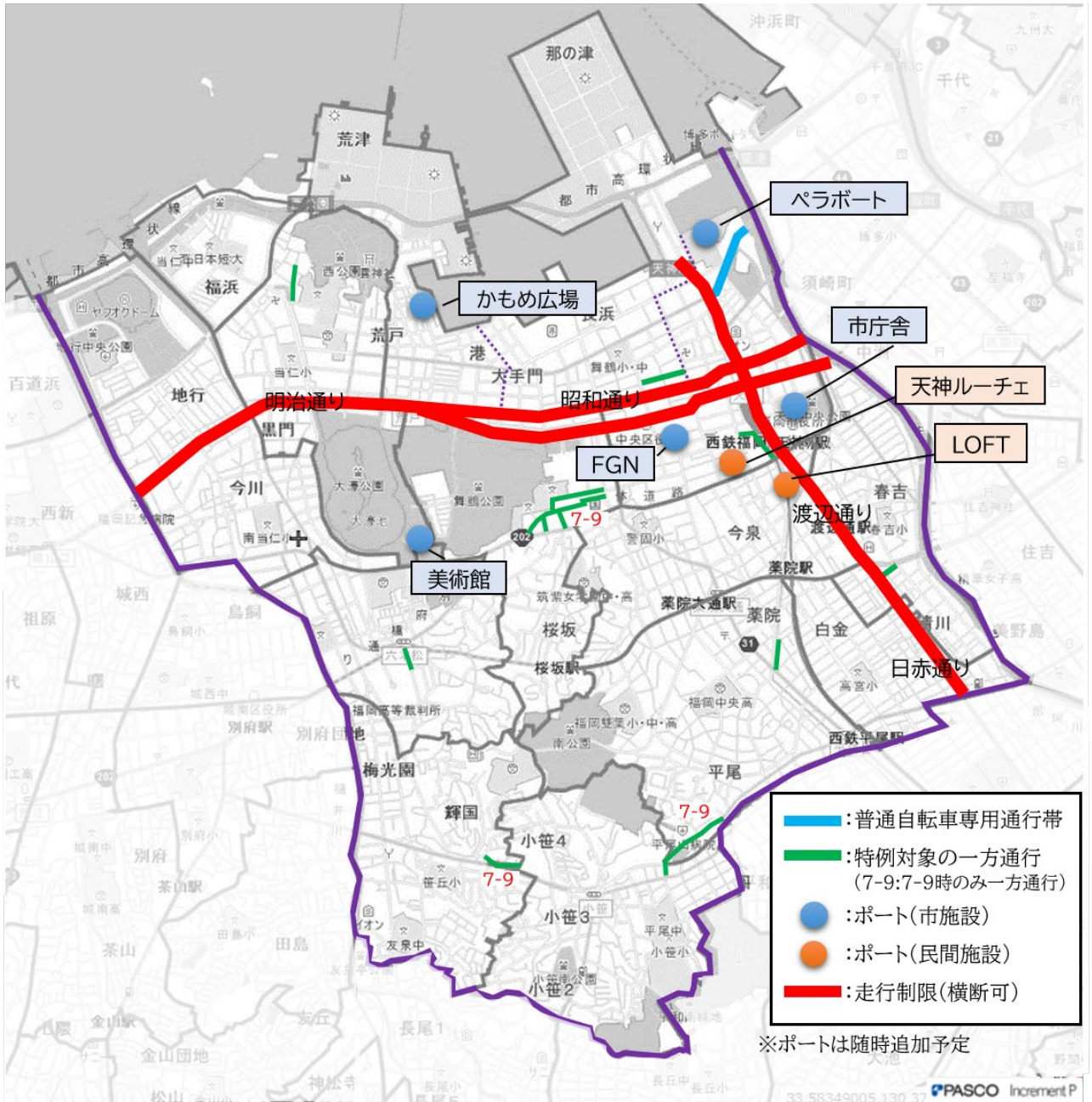
本社所在地：福岡市中央区大名二丁目 6 番 11 号 Fukuoka Growth Next

事業内容：シェアリングモビリティ事業

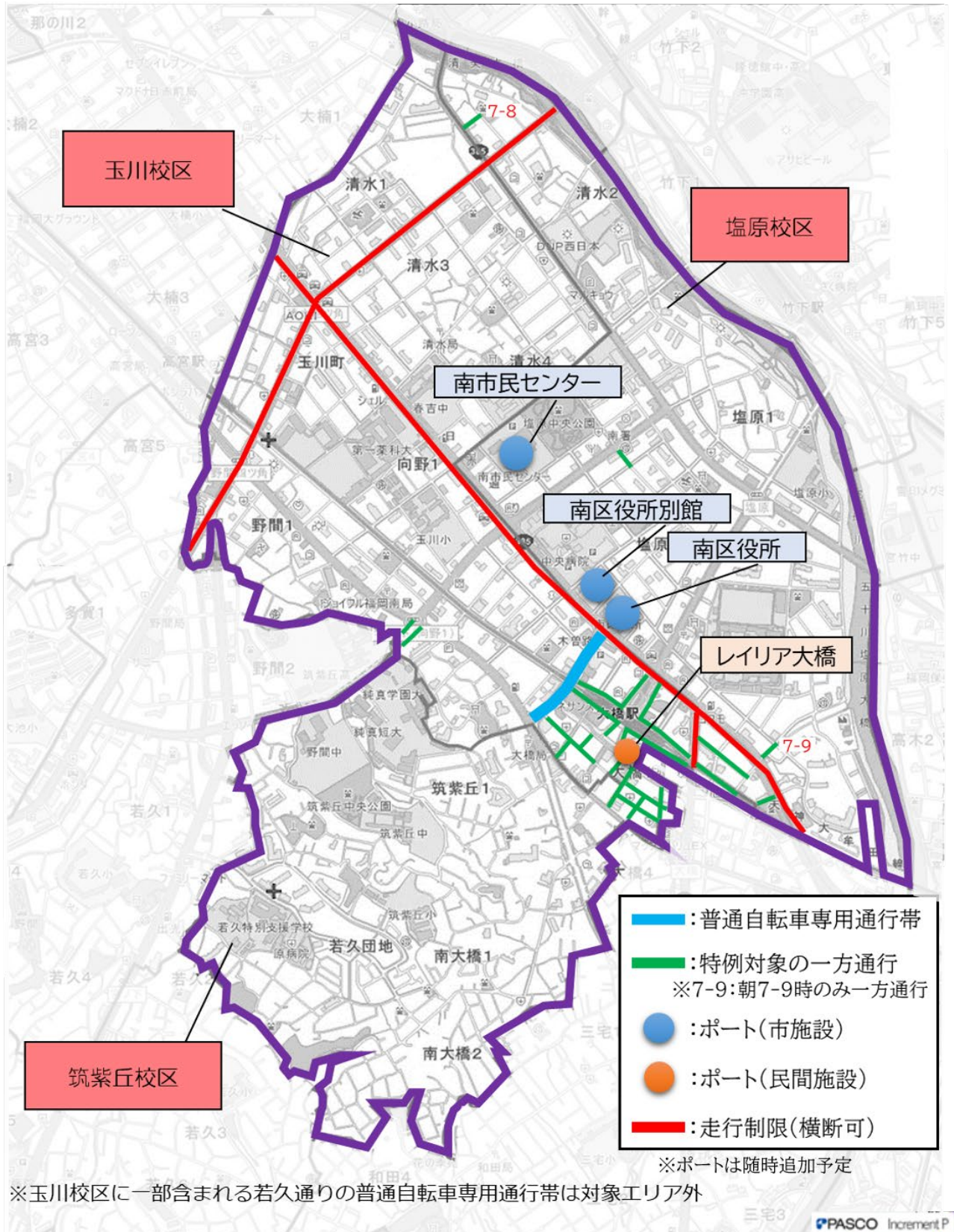
所属団体：マイクロモビリティ推進協議会

WEBサイト：<https://mobbyride.jp/>

【公道実証実施エリア】
中央区全域



南区大橋駅周辺（玉川・塩原・筑紫丘の3校区）



【車体の仕様】

- 特例措置の対象となる車体について
 - ・ 特例措置の対象となるのは国に新事業活動計画の認定を受けた業者の車体のみであり、個人所有の車体は特例措置の対象外
- 保安基準について
 - ・ 実証で使用する車体は最高速度が15km/hとなるよう制御されるため、「道路運送車両の保安基準」に基づき、以下の保安部品は不要となる
 - ①方向指示器、②速度計、③尾灯、④制動灯、⑤番号灯
 - (ただし、方向指示器については安全性向上の観点から順次車体に取付予定)

項目	詳細
メーカー	Segway Discovery
最高速度	20km/h (実験時は最高速度を15km/hに制御)
走行可能距離	最大55km
重量	27.5kg (±0.5kg)
サイズ	130cm*70cm*135cm (縦*横*高さ)
バッテリー	リチウムイオンバッテリー (取り外し可)
充電時間	約4時間
乗車可能体重	30kg-100kg
駆動方式	後輪駆動
その他装備	【原動機付自転車登録のための追加部品】 警音器、後写鏡、ナンバープレート、後部反射器